

生野区役所発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	地域ボランティアによる福祉のまちづくり事業「ご近”助”パワフルサポート事業」(概算契約)	その他	社会福祉法人大阪市生野区社会福祉協議会	15,264,484	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	-
2	「生野区子ども地域包括ケアシステム」業務委託	その他	社会福祉法人大阪市生野区社会福祉協議会	5,582,567	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	-
3	令和6年度 JR桃谷駅周辺地域自転車利用適正化協働パートナー事業	その他	特定非営利活動法人IKUNO・多文化ふらっと	2,353,760	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
4	令和6年度 大阪市立勝山小学校校地活用にかかる不動産登記測量等業務委託	その他	公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会	11,842,000	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
5	令和6年度生野ものづくりタウン事業業務委託	その他	株式会社友安製作所	6,999,993	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
6	令和6年度生野区コミュニティ育成事業企画調整業務委託	催事	一般財団法人大阪市コミュニティ協会	4,000,000	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
7	令和6年度大阪市生野区新たな地域コミュニティ支援事業	その他	株式会社コリアジャパンセンター	14,361,490	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
8	令和6年度民間事業者と連携した空家活用促進事業業務委託	その他	空き家活用株式会社	2,970,000	令和6年4月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
9	令和6年度「EXP01くいのヒートアッププロジェクト」プロモーション事業業務委託	その他	一般社団法人いくのもり	10,468,000	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-

随意契約理由書

- 1 案件名称
地域ボランティアによる福祉のまちづくり事業「ご近“助”パワフルサポート事業」業務委託（概算契約）
- 2 契約の相手方
社会福祉法人大阪市生野区社会福祉協議会
- 3 随意契約理由
「地域ボランティアによる福祉のまちづくり事業（ご近“助”パワフルサポート事業）」は、区CM予算の「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業（以下 見守りネットワーク強化事業）」の関連事業で行う区独自事業であり区で契約することとなるが、本事業は、行政名簿では把握しきれていない、地域の要援護者を掘り起こし、地域の見守りに繋げていく事業であることから、見守りネットワーク強化事業の契約相手方の予定事業者である生野区社会福祉協議会に、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、特名随意契約するものとする。生野区社会福祉協議会が見守りネットワーク強化事業を受託できなかった場合はこの事業を受託した事業所と契約するものとする。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署
生野区役所保健福祉課（電話 0 6 - 6 7 1 5 - 9 8 5 7）

随意契約理由書

1 案件名称

「生野区こども地域包括ケアシステム」業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人大阪市生野区社会福祉協議会

3 随意契約理由

令和2年度から実施している「生野区こども地域包括ケアシステム」は、生野区社会福祉協議会の受託事業である、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」（以下、見守りネットワーク事業）及び、「地域ボランティアによる福祉のまちづくりご近“助”パワフルサポート事業」（以下、ご近“助”パワフルサポート事業）にて、すでに築かれた地域ネットワークや、要支援者のニーズと地域資源のマッチングのノウハウを、子育て支援にも活用し、また、小中学校や、保育園・医療機関・民間事業者とも連携して、こどもの見守りネットワークを構築する区独自の事業である。

見守りネットワーク事業及びご近“助”パワフルサポート事業を受託する事業者が、本事業を理解し、効率的かつ効果的に目的を達成できる事業者であると考え、見守りネットワーク事業及びご近“助”パワフルサポート事業の契約相手方の予定である生野区社会福祉協議会に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特名随意契約するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

生野区役所保健福祉課（電話06-6715-9024）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和6年度 JR桃谷駅周辺地域自転車利用適正化協働パートナー事業
- 2 契約の相手方
特定非営利活動法人 IKUNO・多文化ふらっと
- 3 随意契約理由
本事業は、活力ある地域社会づくりをめざし、より多くの多様な世代の住民の交流を図り、地域資源の循環を生み出しながら地域課題の解決を図ることを目的として実施する。その実施手法・体制については、単純に価格比較ではなく事業者の支援体制・業務手法等を総合的に勘案して受託者を選定し、住民参加型のコミュニティビジネスの手法を採用することが、地域課題の効果的な課題解決に有効と考えられる。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により企画競争方式の随意契約を行う。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
生野区役所 地域まちづくり課 (電話番号06-6715-9923)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市立勝山小学校校地活用にかかる不動産登記測量等業務委託

2 契約の相手方

公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

3 随意契約理由

本業務は、大阪市立勝山小学校が令和8年3月に閉校することに伴う校地の活用に必要となる、測量や分筆、不動産登記等の業務を外部に発注するものである。業務対象範囲は約25筆の土地と接しており、権利者が多数存在するだけでなく、校地の北東には水路敷が存在していることも相まって、測量、境界確定等にかかる作業は相当の専門性を要するだけでなく、周辺土地所有者との立会、協議等も必要であり、その業務量は膨大なものである。また、当該校地は学校の閉校後、迅速に活用を図っていく必要があることから、早急に筆界確定作業を開始し、迅速かつ適正に業務を遂行する必要がある。

本業務は、前述のとおり、限られた期間内に実施する必要があるとともに、多数の権利者の存在や水路敷もあることから、相当数の技術者が必要である。大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、過去に本市の不動産嘱託登記等業務の実績があるとともに、大阪府内にある唯一の公益社団法人の公共嘱託登記土地家屋調査士協会であり、入会している土地家屋調査士は177名、法人は8法人（令和5年4月時点）におよび、本市の要請に迅速かつ確実に履行することが可能である唯一の団体であることから、当該契約相手方と随意契約を行うものである。

【参考：公共嘱託登記土地家屋調査士協会】

官公署（国又は国の行政機関、地方公共団体等）による登記申請を、一般の登記申請とは区別して、「公共嘱託登記」と呼び、公共嘱託登記事件は、その性質上、大量・集中的に発生することが想定され、その手続における精確性・迅速性いかんは、関係者はもとより国民や地域住民が望む公共事業の成果の速やかな安定性・確実性に少なからず影響を及ぼすものである。

このような公共嘱託登記の円滑な運営に寄与する目的で専門的知識、技能を有する土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の能力を結集・活用するために設けられたのが、公共嘱託登記土地家屋調査士協会の制度であり、昭和60年土地家屋調査士法の一部改正を受け、公共嘱託登記土地家屋調査士協会が、法務省を主務官庁として、全国の法務局又は地方法務局ごとに設立された協会である。

【参考:土地家屋調査士法】

第63条 調査士は、その専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者(以下「官公署等」という。)による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の囑託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、公共囑託登記土地家屋調査士協会と称する民法第34条の規定による社団法人(以下「協会」という。)を設立することができる。

第64条 協会は、前条第1項の目的を達成するため、官公署等の依頼を受けて、第3条第1号並びに同条第2号及び第3号(同条第1号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。)に掲げる事務を行うことをその業務とする。

2 協会は、その業務に係る前項に規定する事務を、調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者に取り扱わせてはならない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

生野区役所地域まちづくり課(電話番号 06-6715-9017)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度生野ものづくりタウン事業業務委託

2 契約の相手方

株式会社友安製作所

3 随意契約理由

本事業は、高い技術力を持つ町工場（中小製造業事業者）間のネットワークを構築し、時勢に即した新しいアイデアを持つベンチャー企業等をつなげることにより、事業化の支援や新しいアイデアを実装する試作品の受注、その先の新製品の開発、受注などによる産業振興を図ることで、さらなるものづくりの魅力向上による新たな担い手の育成や技術の継承、地域経済の活性化を目的とするため、民間事業者が有する町工場とベンチャー企業等をマッチングするコーディネート力や幅広い知識と経験、専門性を活用することが不可欠であり、単純に価格比較だけではなく、委託事業者の実施体制・実施手法等を総合的に勘案して、有識者による公平かつ適正な審査の上、協働事業者を選定することが有効である。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により企画競争方式により選定した事業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

生野区役所地域まちづくり課（電話06-6715-9743）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度生野区コミュニティ育成事業企画調整業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

本事業は、コミュニティづくりを推進することにより、地域力が向上することを目的とした事業であり、その実施方法・体制については、単純に価格比較だけではなく、事業者の支援体制・業務手法等を総合的に勘案して受託者を選定する方式を採用することが、コミュニティの再生や地域経済の活性化を促進するという事業効果を生み出すために有効と考えられる。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により企画競争方式の随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

生野区役所 地域まちづくり課（電話番号06-6715-9734）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市生野区新たな地域コミュニティ支援事業

2 契約の相手方

株式会社コリアジャパンセンター

3 随意契約理由

本事業は、各地域まちづくり協議会の自律運営に対する支援であり、その支援の方法・体制については、単純に価格比較だけではなく、民間事業者の柔軟な立場やノウハウを活かした支援体制・業務手法等を総合的に勘案して受託者を選定する方式を採用することが、各地域まちづくり協議会の自律運営という事業効果を生み出すために有効と考えられる。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により企画競争方式の随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

生野区役所 地域まちづくり課（電話番号06-6715-9743）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度民間事業者と連携した空家活用促進事業業務委託

2 契約の相手方

空き家活用株式会社

3 随意契約理由

本事業は、空き家所有者情報をクラウド上で管理・閲覧共有可能なシステムを導入・活用し、空き家の活用に向けた対応業務をDXにより効率化するとともに、空き家所有者へアプローチを行うとともに、具体的なニーズに対応した空き家活用に関するイベントを実施することで、地域の活性化、まちの魅力向上を図ることを目的とする。

本事業では、その目的を達成するため、空き家等情報をクラウド上で管理・閲覧共有可能なシステムの導入、空き家の調査把握、空き家所有者へのアプローチ、空き家等所有者の相談・問題解決、利活用斡旋を一気通貫でサービス提供できる知識と経験、専門性を要するため、事業を実施する事業者を公募型プロポーザルにより募集する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

生野区役所 地域まちづくり課（電話番号06-6715-9010）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度「EXPO いくのヒーアッププロジェクト」プロモーション事業
業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人いくのもり

3 随意契約理由

本事業は、2025年大阪・関西万博（以下「万博」という。）の開催を契機に、まちから万博を盛り上げる機運醸成「EXPO いくのヒーアッププロジェクト」の一環として、万博の機運醸成を図るとともに、生野区のものづくり産業や多様な食文化などの魅力を効果的にプロモーションし、万博に集まる人・富・新技術を素通りさせない受け皿づくりをすることで、まちの熱量を上げ、万博開催後もまちに日常的なにぎわいを創出することを目的とする。本事業ではその目的を達成するため、民間事業者が有するノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用することが不可欠であり、単純に価格比較だけではなく、委託事業者の実施体制・実施手法等を総合的に勘案して、外部有識者による公平かつ適正な審査の上、優れた提案を選定することが有効であると考え。したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により企画競争方式の随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

生野区役所企画総務課（電話06-6715-9990）